

令和7年第12回総会

## 山武市農業委員会会議録

令和7年12月5日 開会

令和7年12月5日 閉会

## 令和7年第12回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年12月5日（金）午後3時30分  
場 所 山武市役所 第5会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知  
議 事 議案  
（1）農地法第3条の規定による許可申請について  
（2）公売農地の買受適格証明願について  
（3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
（4）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）  
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（14名）

欠席委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

## ◎日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 公売農地の買受適格証明願について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
- 日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和7年12月5日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

---

## ◎開会

**議長** これから令和7年第12回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長** 御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号4番小川委員及び議席番号5番上山委員を指名いたします。

---

## ◎報告

**議長** 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。通知の概要を事務局が報告いた

します。

(事務局報告)

**議長** 報告事項が終わりました。

---

◎議案第1号

**議長** 議案の審議に入ります。

なお、委員の説明、報告等の御発言につきましては、着席のままお願ひいたします。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長** 概要の説明が終わりました。

それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。

申請番号1の報告を鈴木推進委員に求めます。

**鈴木推進委員** 地区担当推進委員の鈴木でございます。

申請番号1について説明いたします。

今回は、売買による所有権の移転ということです。譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は耕作地から近いということが理由です。

先日、現地の確認をしてまいりました。国道に近い土地で、耕作するにはよい土地と思われます。今回は譲受人の要望で購入することになったそうです。地元としては、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を、議席番号12番廣口委員に求めます。

**廣口委員** 12番の廣口です。

ただいま鈴木推進委員から報告がありましたとおりで、私も現地を確認してまいりましたが、特に問題はございませんでした。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件全てを満たしております。よろしくお願いします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号2の報告を鈴木推進委員に求めます。

**鈴木推進委員**

地区担当委員の鈴木でございます。

申請番号2について御説明いたします。

こちらの案件は、親子間での経営移譲に伴う贈与による所有権移転ということでございます。

先日、現地を確認してまいりましたが、譲受人については長男でございますので、今後も稻作経営を継続していくということでございます。地元としても、何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号12番廣口委員に求めます。

**廣口委員**

12番の廣口です。

ただいま鈴木推進委員から報告がありましたとおりで、全く地元としては問題はございません。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく

お願いします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 2 を許可することに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

**議長**

举手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 3 の報告を戸村推進委員に求めます。

**戸村推進委員**

隣接地区担当推進委員の戸村です。

申請番号 3 について御説明をいたします。

本件も売買による所有権移転です。譲渡人は年齢的に高齢のためできないということで、譲受人については自宅の隣の畠で家庭菜園を行うということで、申請が出ました。

本日、現場を見てきましたけれども、現状としては雑草が生えていて、耕うんをかけば家庭菜園がすぐできるのかなという感じで見てきました。

報告は以上です。よろしくお願いします。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 10 番布施委員に求めます。

**布施委員**

議席番号 10 番布施でございます。

ただいまの戸村推進委員の御説明に加えて、補足で説明をさせていただきます。

7ページにありますとおり、新規就農とありましたので、私のほうでも 12 月 3 日に譲受人宅を訪問し、聞き取り調査を実施いたしました。奥様から譲受人が単身赴任と聞き、電話をつないでいただいて、譲受人本人とお話をすることができます。

お話を聞いた限り、譲受人自身に耕作をしていく意思はな

く、単に家の隣の空き地を手に入れたいという思いから、間に立っていた方が申請書を作成したものでした。ゆえに、15ページから20ページにある内容は、譲受人の意思にそぐわないようと思われます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしでよろしいですか。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手なし)

**議長**

挙手ありません。本件は保留することに決定いたしました。

続きまして、申請番号4の報告を櫻田推進委員に求めます。

**櫻田推進委員**

地区担当推進委員の櫻田です。

申請番号4について説明いたします。

これは、贈与による所有権の移転となります。親子間での農業経営の移譲ということで申請となりました。こちらの農家は、地区でも篤農家として知られており、南郷地区でもよく知られて、親子4人で現在、農業を営んでおります。父親が高齢となりつつありますので、娘さんとその婿さんに經營を少しづつ移譲したいということで申請となりました。

地元としては何ら問題ございませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

**小山委員**

議席番号11番小山です。

ただいま櫻田推進委員が説明したとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しな

いため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願  
いいたします。

**議長** 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のな  
い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の報告を櫻田推進委員に求めます。

**櫻田推進委員** 地区担当推進委員の櫻田です。  
申請番号5について説明いたします。  
これは、賃貸借権の設定となります。譲受人については、  
私もよく知っております。ニラの出荷をやっておりまして、  
毎日顔を合わせております。所有者の方は高齢となって、今、  
施設にお世話になるような状態になりましたので、ここ10年  
ぐらい手伝っていた譲受人が個人事業主となって、そつくり  
畠並びに作業場等を借り受けまして、これからは自分がやっ  
ていくということになりました。

地元としては何ら問題はございませんので、審議のほどよ  
ろしくお願ひいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

**小山委員** 議席番号11番小山です。

ただいま櫻田推進委員が説明したとおりでございまして、  
何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しな  
いため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願  
いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号6の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号6について説明いたします。

本案件につきましては、売買による所有権の移転です。譲受人につきましては、県外在住の方ではありますが、申請地の畠の脇に別邸を所有しております。休みの日など、頻繁に家族でこちらに来ているということで、今後、露地野菜を始めたいということでした。

現地につきましては、見に行ったところ、若干の草はありましたがあ、今後きれいに管理してくれるということです。地元としては何ら問題ございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

ただいま伊藤推進委員が説明したとおりであります、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 6 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 7 の報告を小川推進委員に求めます。

**小川推進委員**

地区担当推進委員の小川です。

売買による所有権移転です。譲渡人は規模縮小のため、譲受人は自宅に近いため、規模拡大したいとのことです。

場所は常日頃、私が回って歩いて、よく分かっておりますので、地元としては何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 15 番小川委員に求めます。

**小川委員**

議席番号 15 番小川です。

今、推進委員が説明したとおりで、何も問題ありません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号は該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 7 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号 8 の報告を高宮推進委員に求めます。

**高宮推進委員** 地区担当推進委員の高宮です。  
申請番号 8 について説明をします。  
この申請は、売買による所有権の移転です。譲受人は、比較的自分の耕作地に近いためです。譲渡人は、相続した畠を高齢で維持ができないためです。  
先日、現地を確認しまして、譲受人と話をしました。1年ぐらい耕作されていないような畠で、1メートルぐらいの草が生えていますけれども、そこをきれいに整地して、ニンジンなどを作付するということです。地元としても、荒れ地がきれいになるということで、何ら問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を議席番号 6 番古川委員に求めます。

**古川委員** 議席番号 6 番の古川です。  
ただいまの高宮推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認をして、多少荒れているなという感じはしましたが、きれいに耕作をしてくれるということで、問題はないと思われます。  
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひします。

**議長** 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号 8 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号 9 及び 10 は関連する案件でございます。  
お諮りいたします。  
申請番号 9 及び 10 を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長**

御異議なしと認めます。  
申請番号 9 及び 10 は一括審議といたします。  
申請番号 9 及び 10 の報告を小野崎推進委員に求めます。

**小野崎推進委員**

地区担当の小野崎でございます。  
申請番号 9、10 番について説明いたします。  
これらは 2 件とも売買による所有権の移転です。譲受人は  
経営規模拡大と耕作地に近いためということで、今回の申請  
になりました。現在は未耕作地でありますので、少し荒れて  
おりますが、整地し、水稻を作付する予定であります。  
譲受人については、地元で認定農家として頑張っております  
ので、両案件ともに全く問題はございません。御審議のほど  
よろしくお願ひ申し上げます。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を議席番号 2 番佐瀬委員に求めます。

**佐瀬委員**

議席番号 2 番佐瀬です。  
ただいま小野崎推進委員の説明のとおりであり、私も現地  
を確認してまいりました。問題ないと思います。  
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しな  
いため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほど  
よろしくお願ひいたします。

**議長**

補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号 9 及び 10 を許可することに御異

議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 11 の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

申請番号 11 について説明いたします。

こちらは売買による所有権の移転です。本件土地は、譲渡人が委員会であっせんを申し出てきた土地でしたが、近隣を耕作する譲受人が親戚関係でもあるため、譲り受けるということで、売買の話がまとまりました。

現地について、また、譲受人について、何ら問題はありません。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 9 番石井委員に求めます。

石井委員

議席番号 9 番の石井です。

ただいまの佐瀬推進委員の御説明のとおりでございまして、私も昨日、現地確認を行いましたが、問題ないと思われます。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 11 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 12、13 は、日程第 6、議案第 3 号の申請番号 5 に

関わる使用貸借権及び区分地上権であり、許可日を同日にすることが妥当である案件でございます。

お諮りいたします。

申請番号 12 及び 13 は、日程第 6 、議案第 3 号の申請番号 5 と併せて審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長**

御異議なしと認めます。

申請番号 12 及び 13 は、日程第 6 、議案第 3 号の申請番号 5 と併せて審議することといたします。

---

◎議案第 2 号

**議長**

続きまして、44 ページ、日程第 5 、議案第 2 号、公売農地の買受適格証明願についてを議題といたします。

申請番号 1 の概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

事務局の説明が終わりました。

状況の説明を鈴木推進委員に求めます。

**鈴木推進委員**

地区担当推進委員の鈴木でございます。

こちらの案件ですが、姫島の田畠 7 筆が公売、公的機関が差押財産を売却することを公売というのだそうです。公売に付されるということで、公売農地の隣接地に願い出者の農地があるため、東京国税局から公売の参加案内が届き、入札に参加することになったということです。

先日、現地の確認を行いました。この公売農地は既に願い出者の母親が借り受けて耕作をしているということです。願い出者は現在サラリーマンでありますけれども、農繁期には可能な限り、母親の手伝いをしているとのことです。公売農地も含め、今後も継続して耕作を行うということだそうです。

ここまでについては、代理人であります行政書士とのやり取りのため、明日、願い出者本人と直接会い、面談を行う予定です。つきましては、明日の面談において本人から同様の

お話が確認できれば、証明書を交付することについて問題ないものと考えております。

報告は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

**議長**

状況の説明が終わりました。

補足説明を議席番号 12 番廣口委員に求めます。

**廣口委員**

12 番の廣口です。

ただいま鈴木推進委員の説明のとおりであります。直接聞き取りをし、耕作する旨を確認できれば、証明書を交付することに問題はございません。御審議のほどよろしくお願いします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件につきましては、本人またはその家族が耕作を行うことを確認ができたときに買受適格証明書を交付するものとし、さらに申請人が落札し、農地法第 3 条の許可申請があった場合には、落札の証明書等を確認の後、第 3 条許可書を発行することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。よって本件は、本人または世帯員が耕作をすると認められたときは買受適格証明書を交付するものといたします。さらに、申請人が落札し、農地法第 3 条の許可申請があった場合には、落札の証明書等の確認後、第 3 条許可書を発行することに決定いたしました。

---

◎議案第 3 号

**議長**

総会資料 47 ページ、日程第 6、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたし

ます。

申請番号 1 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

概要の説明が終わりました。

状況の説明を鈴木推進委員に求めます。

**鈴木推進委員**

地区担当推進委員の鈴木でございます。

議案第 3 号、申請番号 1 について説明をいたします。

こちらは、第 2 種農地への建て売り住宅 4 棟の建設を目的とした所有権の移転の申請です。

先日、現地を確認してきました。譲受人は山武市津辺に事務所を構え、不動産業を行っている法人です。申請地は市街地にも近く、住環境、交通利便に恵まれた住宅用地として適切な場所であるため、今回の申請に至ったとのことです。

隣接農地の所有者の同意も得られていることから、地元としても問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長**

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

**小川委員**

議席番号 4 番小川です。

本日、現地を確認してきました。議案第 3 号、申請番号 1 についてですが、内容はただいま鈴木推進委員が説明したとおりでございます。本件は第 2 種農地への建て売り住宅建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

**議長**

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

概要の説明が終わりました。

状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

**伊藤推進委員**

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第3号、申請番号2について説明いたします。

こちらは、第1種農地の資材置場設置を目的とした所有権移転の申請です。

本日、現地を確認してまいりました。譲受人は山武市大木に本社を置き、再生プラスチック原料製造を行う法人です。事業拡大に伴い、樹脂ペレットの保管場所が不足することから、既存施設と隣接した申請地を資材置場として使用したいとのことでの申請になりました。

申請者は既に高齢であり、後継者もおりません。隣接農地所有者の同意も得られていることから、地元としても問題はないかと思われます。御審議をよろしくお願ひいたします。

**議長**

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

**小川委員**

議席番号4番小川です。

本日、現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号2についてですが、内容はただいま伊藤推進委員が説明したとおりでございます。

本件は第1種農地への資材置場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、既存施設の拡張で、拡張面

積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

**議長** 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号2を許可相当として意見を付することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。  
続きまして、申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長** 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を鈴木推進委員に求めます。

**鈴木推進委員** 地区担当推進委員の鈴木でございます。  
議案第3号、申請番号3について御説明をいたします。  
こちらは、第3種農地への宅地分譲地10区画の造成を目的とした所有権移転の申請です。  
先日、現地を確認してまいりました。譲受人は東金市南上宿で不動産業を行っている法人であります。申請地は西側にさんむ医療センター、なるとうこども園、北側に山武市役所、千葉銀行が徒歩圏内にあり、居住に適した場所であることから、今回の申請に至ったとのことです。  
隣接農地所有者の同意も得られていることから、地元としても問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長** 状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

**小川委員**

議席番号4番小川です。

本日、現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号3についてですが、内容はただいま鈴木推進委員が説明したとおりでございます。本件は第3種農地への宅地分譲地造成であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

**議長**

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

概要の説明が終わりました。

状況の説明を佐瀬推進委員に求めます。

**佐瀬推進委員**

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第3号、申請番号4について説明いたします。

こちらは第1種農地への駐車場設置を目的とした所有権移転の申請です。譲渡人は当該農地を相続はしたもの、営農しておらず、管理に困っていたとのことです。申請地は譲受人住宅の隣接地であり、駐車場を整備したいとのことで申請に至りました。

隣接農地所有者の同意も得られていることから、地元としても何も問題ないかと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。

**議長**

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を佐瀬委員に求めます。

**佐瀬委員**

議席番号2番佐瀬です。

本日、現地を確認してきました。議案第3号、申請番号4についてですが、内容は佐瀬推進委員が説明したとおりでございます。

本件は第1種農地への駐車場設置であり、原則として不許可になる案件です。しかし、既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。

以上です。

**議長**

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号5を審議いたします。本件は、日程第4においてお諮りしたとおり、議案第1号の申請番号12及び13と併せて審議いたします。

事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

**議長**

概要の説明が終わりました。

状況の説明を川島推進委員に求めます。

**川島推進委員**

地区担当推進委員の川島です。

議案第3号、申請番号5について説明いたします。

先日、現地を確認してまいりました。こちらの申請は、営農型太陽光発電の3年間の更新申請です。申請者は令和4年11月に転用許可を受け、今回が1回目の更新となります。

パネルの下ではサカキを生産しております。まだ3年目のため、出荷には至っておりませんが、農地はよく耕作されており、生育はおおむね順調のようですので、特に問題はないと思われます。

以上です。

**議長**

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を佐瀬委員に求めます。

**佐瀬委員**

議席番号2番佐瀬です。

本日、現地を確認してきました。議案第3号、申請番号5についてですが、内容は川島推進委員が説明したとおりでございます。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第2号に該当するため、許可相当と思われます。

なお、賃貸借権については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、区分地上権については、申請地の周辺農地に対して特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、許可要件を満たしております。よろしくお願ひいたします。

**議長**

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については許可相当として意見を付すこととし、議案第1号、第3条許可申請の申請番号12、使用貸借権及び申請番号13番、区分地上権については、本件と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第3号の申請番号5は許可相当として意見を付すこととし、議案第1号、申請番号12及び13は、議案第3号、申請番号5と同じ日付で許可することに決定いたしました。

---

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

申請番号2は、議席番号13番花檀委員の関連案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されていることから、審議の方法についてお諮りいたします。

申請番号1及び3及び4を一括して審議し、その後、申請番号2を審議することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は、申請番号1、3及び4を一括審議とし、その後、申請番号2を審議いたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

まず、申請番号1、3及び4を審議いたします。  
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見ありませんので、採決いたします。本件を意見なし

とすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案の申請番号1、3及び4は意見なしと決定いたしました。  
申請番号2を審議いたしますので、花檀委員は退席願います。

(花檀委員 退室)

議長 申請番号2を審議いたします。  
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見ありませんので、採決いたします。本件を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案の申請番号2は意見なしと決定いたしました。  
花檀委員に関する案件が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(花檀委員 入室)

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。  
この議案は一括審議といたします。  
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号1から4の報告を布施推進委員に求めます。

**布施推進委員**

担当地区推進委員の布施です。

1番から4番まで説明させていただきます。

1番、更新です。主要作物は水稻、ネギで、既に大型機械を導入しまして、省力化と規模拡大を目指して頑張っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

2番、新規です。水稻と植木です。スタートアシストなどを導入して省力化と規模拡大を目指し、植木でも松で農林水産大臣賞を受賞して頑張っています。どうぞよろしくお願ひします。

3番、新規です。ミカン、サツマイモです。去年からミカンを100本定植しまして、さらに設備投資をして規模拡大を目指していきたいそうですので、どうぞよろしくお願ひします。

4番、新規です。水稻、ネギです。ネギの出荷をJAでなく、ほかに契約販売を取り入れて、安定した経営を目指したいそうです。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

**議長**

番号5及び6の報告を櫻田推進委員に求めます。

**櫻田推進委員**

地区担当推進委員の櫻田です。

番号5について説明いたします。

こちらは新規の申請となります。現在、両親と3人で露地野菜、ネギ、ソラマメ、水稻の経営を行っております。申請本人は20代で若く、これから機械導入を図り、経営規模を拡大したいということで、認定の申請になりました。小泉地区でも若手農家として頑張っております。何ら問題はございません。よろしくお願ひいたします。

番号6について説明いたします。更新です。こちらの農家は、両親と妻、4人で経営をしております。現在、水稻、ネ

ギを中心に、ソラマメも栽培しております。年々少しづつですが、規模を拡大しておりますので、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長** 番号7及び8の報告を佐瀬推進委員に求めます。

**佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。

番号7について説明いたします。更新です。両親と3人で施設・露地野菜、水稻で複合経営を行っています。今後は、経費のかかるスイカから春ニンジンに変え、経営を行っていくそうです。よろしくお願ひいたします。

続いて、番号8について説明します。これも更新です。妻と父の3人で水稻、露地野菜で経営を行っています。農地が点在しているため、今後は条件のよい農地を集積して、安定した経営を目指していくとのことです。問題ありません。よろしくお願ひいたします。

**議長** 番号9の報告を小川推進委員に求めます。

**小川推進委員** 推進委員の小川です。

番号9を説明いたします。更新です。養豚を行っております。妻と子の3人で一貫の養豚を行っております。やはり養豚ですので、周りに臭いとか、そういうのがあったと思いませんけれども、それを注意しながら頑張っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

**議長** 御意見がありませんので、採決いたします。本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。以上で、本日予定した議案審議は全て終了いたしました。

---

◎その他

**議長** その他の件について、皆様から御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

**議長** 御意見がないようですので、私から1件お願ひがございます。

先日、千葉県農業会議が山武市に見えられまして、全国農業新聞の購読の依頼がございました。全国農業新聞は、農業委員会組織が発行する情報紙であることから、国会議員への陳情や農林水産省に対する要望に不可欠なものであるとのことでした。購読を希望する方は、事務局まで御連絡願います。

私からは以上でございます。

---

◎閉 会

**議長** これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。